

幼児同乗用自転車等購入支援事業補助金 Q&A

Q1. 領収書に記載された販売店の住所が松戸市外の場合でも補助の対象になりますか？

A. 補助の対象となりません。

Q2. インターネットで購入した幼児同乗用自転車も補助の対象になりますか？

A. インターネットで購入した場合も、領収書に記載された販売店の所在地が松戸市内であれば補助の対象となります。一方で、販売店の住所が本社の住所等(松戸市外)の場合は、補助の対象となりません。

Q3. 現在、第2子妊娠中ですが、申請できますか？

A. 現時点では申請できません。2人目のお子さんがお生まれになり、「申請日において2名以上の未就学児の親権を有する方であり、当該幼児と生計を一にしていること」の対象要件を満たした後、申請いただけます。ただし、児童扶養手当受給者の方はこの限りではありません。

Q4. 幼児同乗用自転車に装着されている座席が1つでも補助の対象となりますか？

A. 座席が1つの場合は、補助の対象となりません。申請時において、必ず座席が前後に2つ装着されている必要があります。ただし、児童扶養手当受給者の方はこの限りではありません。

Q5. 幼児用座席(以下、座席)や幼児用ヘルメット(以下、ヘルメット)を幼児同乗用自転車とは別に購入しても補助の対象になりますか？

A. 座席やヘルメットを幼児同乗用自転車とは別に購入した場合でも、補助の対象となります。座席やヘルメットの購入費用を補助対象経費として申請する場合は、幼児同乗用自転車の購入費用と合算して申請すること、領収書に記載される販売店の所在地が松戸市内の店舗であること、令和3年4月1日以降に購入したものであることが対象要件となります。

Q6. 座席やヘルメットの品質保証書の写しについても提出する必要がありますか？

A. 座席やヘルメットの購入費用を補助対象経費として申請する場合は、申請時に提出が必要です。なお、令和3年4月1日以前に購入した座席やヘルメットは補助の対象外のため、品質保証書の写しの提出は必要ありません。

Q7. 令和3年4月1日以前に購入した座席とヘルメットを所有していますが、改めて購入する必要がありますか？

A. すでに座席やヘルメットをお持ちでこれらを安全にご利用できる場合は、改めて購入する必要はありません。ただし、この場合は座席やヘルメットは補助の対象にはなりません。また、座席については、幼児同乗用自転車に確実に装着されていること、SG マークの表示があることが補助の対象要件となります。

Q8. 申請にあたり、写真の提出が必要ですか？

A. 以下の写真を提出してください。

①座席を前後に2つ(児童扶養手当受給者の方は1つ)装着した幼児同乗用自転車の写真

②座席の SG マークを確認できる写真

また、ヘルメットの補助を合わせて申請する場合のみ、以下の写真も提出してください。

③ヘルメット全体の写真及びヘルメットのSGマークを確認できる写真

Q9. 松戸市で実施している自転車用ヘルメットの補助を受けましたが、同一ヘルメットの購入金額も補助の対象となりますか？

A. すでに自転車用ヘルメットの補助を受けたヘルメットは、補助の対象となりません。

Q10. 領収書の宛名は、誰の氏名にすればいいでしょうか？

A. 領収書の宛名は、申請者及び振込口座名義と同一の方の氏名(フルネーム)が記載されている必要があります。

Q11. 幼児同乗用自転車にTSマークが貼付されていない場合でも、補助の対象となりますか？

A. 補助の対象となりません。

「TSマーク」は自転車安全整備士が点検整備した自転車を示すものであり、自転車安全整備店で点検整備(有料)を受けることで貼付できます。

お近くの自転車安全整備店については、以下の公益社団法人日本交通管理技術協会のホームページからご確認いただけます。

<https://www.tmt.or.jp/safety/index1.html>

なお、TSマークの有効期限が切れている場合も、補助の対象とならないため、自転車安全整備店で更新手続きが必要です。

Q12. 防犯登録甲カードの写し、TS マーク付帯保険加入書の写しは、自転車に貼付されたシールの写真を提出すればいいでしょうか？

A. 自転車に貼付されたシールの写真ではなく、販売店で受け取ったそれぞれの書類(防犯登録番号や車体登録番号等が記載されているもの)の写しを提出してください。

Q13. 防犯登録料やTSマークの点検整備費用は、補助の対象となりますか？

A. 補助の対象となりません。

Q14. 補助対象経費には消費税が含まれますか？

A. 補助対象経費は消費税を含めた金額となります。

Q15. 幼児同乗用自転車等の購入時に各種割引ポイントを使用して購入した場合、当該ポイント分の金額を補助対象経費として申請できますか？

A. 各種割引ポイント分の金額は補助対象経費として申請できません。

Q16. 販売店で幼児同乗用自転車を購入した際に領収書の記載がないレシートを渡されましたが、領収書の代わりとして申請できますか？

A. 領収書の記載がないレシートではご申請いただけません。申請には記載要件を満たした領収書が必要です。また、納品書、明細書、販売証明書等も申請書類として認められないので、ご注意ください。